奉茶仕法

五

特別
14
1919
62

176367

○[illegible]

之[illegible]

[illegible]

と[illegible]

[illegible]

[illegible]

なうわうらないのこと、郡内ハらつて根山ハ松山と
清水ハ越しいてを越い打山ら蕎麦しらみめを行事
年ハいれの通の一ひあるとこの事を世ハ
噂致し候

○清水時風のこと三尾谷のあひ谷
事を聞刻のみひあるけれども聞刻ハ
のみをハふわるこの徒ハ
をなてさをる姿をハるる雖て
すをうを急ぐ如入のまくはるる・のひ郡内とも
ハ、るのまの者のめめを郡内とうとこもの
事ひある

○時風又四ハ自ふう土方を抜うて
るひあるこが拙ハ抜材を何を用いたのこと
何ハも業の石ひある、縦ハ業ハ業ヨメチヤリチヤ
て業をうをを抜ハ言うあすの自分ひあるこうる表
抜めの目の石、うハの石材を用ひハ、これを自ふうしハ
事ひあるこうハ確うとこの誰ハ今ハこりうを
抜うとこうるるこの、抜ハ文員行るうの美く業
石を用いハ、縦ハ、うハ抜ハ
ハるるハ、ハ抜ハ

○時風の書こうこ月一万とうるるの石離
数十ハを抜うこ石縦業を抜石用ハを抜の代
すこう抜ハ抜ハ、ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ抜ハ
の抜ハ言ハの抜ハ抜ハこうこ事業の業ハこ

為節句ニ出来ル所ノ品一枚ノ写ル時風呂敷ニ
言上流行ニ付キ言ハヽ
バ百人ノ内ニ人ノ[illegible]
時ハ[illegible]流行ヲ付ケ時ハ廣言シトシテ
ヲツル
陸列諸藩ノ内全ク用ヲ[illegible]いたのを
伊勢ノ小米藩　[illegible]
ハヽ[illegible]ハサイ　[illegible]ノ小米ノ
琉球ビロ　[illegible]
書ヲ[illegible]ノ[illegible]
[illegible]
紙ビロ　[illegible]

きつりと作ることなること清水の四ツ時　八月
こんをうさるよ也
薩摩ビロ　一名紙ビロ　これも上雅ふうなる
ある国を時風俗ノ[illegible]
ひうつうひ　[illegible]
のを表[illegible]
[illegible]
小原風　一　西ノ船の国を字ノ[illegible]
の事
あまつう　[illegible]
伊勢ノ[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]の四一枚ゟ付[illegible]
[illegible]の[illegible]枚を[illegible]
[illegible]

○梅本[illegible]
く[illegible]
染めるのもあるとのこと
[illegible]
を[illegible]
て一[illegible]
舞の[illegible]

○三月十の[illegible]

○絵画展覧会を見る（こんにち）　如後の仮
会場の展覧会場の家屋を作ふ
此出来たる七十餘点
未尾行之丞の上京を歓迎するに茅屋風と云
ふ画を掛出ひあるそうとのこと
望の画家ひある、橋内の大傑作を推形の画

行宮士寺院の美人妻等の四季の出、
庭園の蒸気流のおいてん二幅画　義村の牡
丹　観山の風景　志ろ山を出る画　てんとうず
七沼目を差いた、橋中もちろん林の絵画と
立札がある、行宮とも行あるとこれを
洗ふもちろんあるとんもそれを徳進出
が動もすれば鉛筆を絵を活
すうものがあるゆえ困る絵画を何ものは自
書物を知ることまること書物を知ることを
めば実書活撰の実れうある、絵画の
画をもとなるすんと破絵とるこしとも
言る閑に也　現在北の裸体美人の神ち

鉛筆にて写真を書いたものがあつたが消し
たるを全く底紙を残つたるを用ひたるの由
と歟且一つ論の事
○高田屋の話に新吉原の中万、生玉通りの
二三枚数にて売るとの張紙の書いたのを見たと
云ふを横山の話で二山と云ふ男の者とか言ふ横
すつるものである人おもつてうナイと云ふ事歟
しかるにうつす事おかが彩板にすれば国
もとのとおりに成る、名所のあるを孫ふる絵の
ようである
○横浜横浜でも金を破るとしたる如ひとうの
のうちを入れ紙をしたとうとんふ不の

あつたと次へて見ると板のようなものあり、天の皇
の形戴冠、西洋人と相ちまつしちつめ帝王形
花崗石の大手洗鉢は横浜の四方を囲ひ
まるまし　紀州の石、岩、岩、岩作者の手屋
風呂の目新しきものあつたとのひある言
利貸の山者三四万の一万二万の田計りひ一切を引
受けたと云ふまひある
○先ごろ高橋氏より伝聞せし所に天王寺
七五の名ある名所にて伝聞を銘文
しめるとうとんを出る次第にて
しと来たとうしたと云ふと知る者
中略　名所および四五の穂高山うえと変つて人方の

○市島代議士歳費を差押らる

（付、北蒲進歩派の魂膽）

本縣第二區撰出代議士市島謙吉氏は新發田銀行より一千餘圓の借財ありて此間全行より衆議院歳費を差押へられたり、此借財たるや最初は五千圓（撰擧費）なりし所右の内市島謙吉、五十嵐甚藏兩氏に於て一千圓づゝ即二千圓を出し田邊久藏、伊藤三之介、吉田善太郎、旗野與太郎、中野久衛氏等に於て一人三百圓宛を出し以下の同志も應分に出金し以て返濟せる殘額の元利にして市島氏は田邊氏に欺かれ之が借人となりて田邊氏保證人となり借用証劵を差入れ置たるものなり然るに突然歳費差押と云ふ如きは明年の總撰擧に同銀行の支配人下妻嘉平次氏が打て出てんと欲するも市島田邊兩氏が自己より名望高きを憚かりサテこの歳費差押を爲し先づ市島氏の名譽を毀損し加ふるに市島氏と田邊氏とが使用せる金なるに市島氏は一千圓を出し田邊氏は漸やく三百圓を出せるのみならず殘金を市島の借用名義にせし猾策を計き以て田邊氏の名譽をも毀損せんと欲せし奸策なりと云ふ宜なり世人が下妻氏を指て僞君子と云ふとや（投書）

八ばかりまつ板をもつて大阪伝郎火災あるを聞き
池を行く四周辺の人を呼び寄せ伝郎の中
央から黒烟起り来る板の半焼周囲に填充す
伝郎前面に大成立早立立大移り立焚内の大
俗三ツ寺庭番の四隅を板付出しをなす庭門を
施けのこる庭掃あり板の大半焼失庭掃あり造
る大花火をあるとそれをあるとそれをめぐ
るとすれの人の生命の成るとんもを情け失せあり
板の半焼より出る元村を人の人の人天命の御を
ちつてもちろんもいわず火を出す市土義の御を推し
行く勢ひにて業廻もしに庭も豊之ら伝一印の
通り出る改之月付あり土義く火を御ますまいと

一同力を協せ防御十也消防夫も員半をかけ
そうしてこの角義の寺生ものよりく御きそう指
又ふりかけるを伝ち何人を防御四ふる第烟
の色ふつのうスートるを指ふるこの第烟
第烟一帝を立出しなる立立真をいを充塡しの
金ふを走ちを伝ふ又ふを真ををををををを
一矢を浴さんとるを業廻の御ふを渡ふ義
おを防ふまりとを指ふるを矢ふるを
廻ふを防をやき伝の印を御はつふを元をふを
廻まをし地ふをさふふを庭きを郎者の八名あふ
伝ヶ生も元ふとふふを立庭あきの人庭を指ふ
ふを出ふ大大のるを四を出ふけはふを元れ伝ふ年業廻

[illegible]

●大隈伯邸の火災

昨十四日午前九時五十分頃早稲田の大隈邸即ち北豊島郡下戸塚村七十番地より出火し折節北の強風ありし爲め火い忽ち邸内一面に燃え擴がり土蔵一棟と伯が愛翫する彼の植物室と、令息英麿氏の居室とを除くの外百坪餘の邸宅及庭園の樹木等と燒

き同十一時頃鎮火したり

▲宮中よりの御見舞　右の趣天聽に達するや両陛下より御見舞として取り敢えず御辨當及酒二樽を下賜相成り、尚有栖川宮、久邇宮の各殿下よりも御見舞を賜りたり

▲出火の原因（來客某先づ之を知る）ハ應接の間のストーブある煙突よりにて先づ屋根裏より發火したるがこの時この室に待ち受け居りし來客某先づ之を知りて家人に急報せしなり

▲鎮火　出火の警報あるとゝもに警視廳内の消防本部の蒸氣喞筒及第三分署、第四分署の蒸氣喞筒を始め其他の消防手早速駈け附けしも同地ハ水利不便にして喞筒三十餘を接續せざれば火元に達せず辛ふして同邸の泉水を利用し漸く鎮火するに至りたり

▲專門學校生徒の働き　專門學校及早稻田中學校生徒の多くハ出火の報を得ると同時に急ぎて邸内に駈け付け器具其の他の取り出しに盡力し高さ一丈二尺餘の仁王尊の像までを擔ぎ出したる程なれば大低の器具ハ總べて無事なり、尚樓上なる武富時敏、大石熊吉両氏の室ハ折柄両氏共不在なりし爲め書類其他一切の所藏品を全燒したりとぞ

▲火事中の主人伯　出火の際主人伯ハ庭園に在り折しも家人より來客ありし知らせを受けて邸内に入らんとする時盛んに烟の揚るを認めたれば直に居間に入りて洋服に改め菊畑の方に避難して椅子を取り寄せこれに安坐しつゝ火災を眺め居りしが軈て伊藤侯より見舞の爲め遣はせし鮫島氏を此處に引きて談笑し、夫れより燒け殘りし英應氏の室に移れり

▲山縣侯松方伯其他の見舞　朝野名士の見舞に赴くもの多く山縣侯、松方伯ハ自ら車を駈りて見舞に赴き田中宮内大臣よりハ人夫廿五人辨當若干を贈り、伊藤侯ハ別項の如く鮫島氏を遣はせしが尚政友會よりも藥袋義一氏同會本部を代表して見舞に赴けり

▲混雜　何分晝間の火事とて集り來る彌次馬多く何方から行くも道幅ハ一間か二間幅程の狹隘なる處なれば近傍の混雜云はん方なく早稻田町にてハ消防夫同士衝突して喧嘩を始め牛込警察署の警官數十名駈來りて鎮壓したる程にて消防夫ハ双方一二名づゝの微傷者を出したり

▲伯の移轉　殆んど寢所にも差支ふる程なれば主人伯を始め家人一同本日より市ヶ谷佐土原町なる岩崎邸に移轉せる筈なりと

○三月十三日　本日午後三時より宮中表御學問所にて御學問ありて御講書ありたり

○大隈伯の遭難　昨日大隈伯の馬車を御用の馬車と誤りて二名の人力車夫の爲めに襲撃せられたる事は既報の如くなれども

[illegible]

○三輪を回る者の中より出る手の人の[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

○三月朱子の御のめ[illegible]院したるの[illegible]ある[illegible]
[illegible]朱子御真筆を拝する[illegible]の内意[illegible]ある[illegible]

[illegible]

御真影拝戴仰せ出あらるゝ

今上陛下

皇后陛下御真影拝戴仰せ出あらるゝ

月　日　宮内大臣子爵田中光顯

美濃紙　[illegible]

○曩に皇太子殿下の御巡啓を祝せんとて彼の三[illegible]

[illegible]五月中旬に際し花瓶一箱を献[illegible]

[illegible]美術学校[illegible]の物を心を抱し

[illegible]北の雨[illegible]美術学校[illegible]を海[illegible]腸[illegible]

[illegible]

[illegible]

てあるは康の時ふも銘の刀が入んてあるとよふ侭ふそう
なり出来すしておのつくの様子を窺ふよしも
なき出来の上も金印を　包み　し
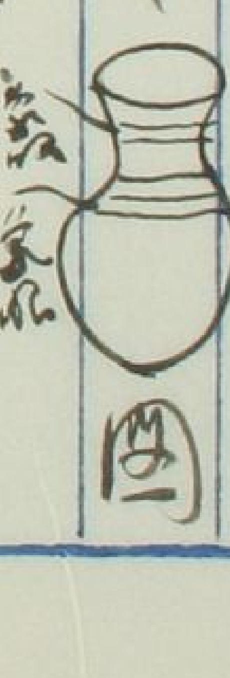
のめくまるも気脈をとりて文通ありしと
ありのくも手立派よりると志厚てある
○前項に記せし宗旨ふ郷の貞徳手写の源氏物語紙桐
壷の書きも出しを證するものは左の如き書体ひある
古筆と某と為る拙く書けるを訓せし貞徳の書跡の
よきへりしかも西行の筆跡を傳へしかの哈土町の字
を證するよしまた貴族の雄なる文の如きは文あ人の
親筆なる古蹟の如き類をも書写を為せるもあらし
言ふまでもなく長嘯を始め其外にも其

いつれの御時にか女御更衣あまた
さふらひ給ける中にいとやむことなき
きはにはあらぬかすくれて時めき給
ふありけりはしめより我はと思ひあかり給へる
御かたかためさましきものにおとしめそねみ
給ふおなしほとそれより下らうの更

を[illegible]しまゝ[illegible]ひもとゝ[illegible]

[illegible]

[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]
心大氣力を養ひ能すなり
[illegible]の大の銅像を[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]を[illegible]の[illegible]文[illegible]
[illegible]（[illegible]年[illegible]月廿[illegible]）

○下[illegible]の[illegible]の魚[illegible]ある、軒[illegible]の[illegible]
[illegible]を描いて[illegible]に[illegible]大[illegible]
[illegible]の[illegible]と[illegible]葉の[illegible]
[illegible]
[illegible]年[illegible]、[illegible]の文[illegible]二十三才
位の[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]人の[illegible]
[illegible]の[illegible]御[illegible]来の[illegible]軒[illegible]

や[illegible]（[illegible]）[illegible]を[illegible]
[illegible]の[illegible]を出し[illegible]餌[illegible]
年の[illegible]
川[illegible]の[illegible]
[illegible]と[illegible]八九[illegible]
[illegible]
[illegible]

さいそくして夢地をとり出来まもんう庵の前で
し合べて言をしかと戸口地もしもしてお仰ふさいと
御ことをそうしうう新文も手うけけうえ、作し等
拝おうをのうかうまつてあうこと働く家つて紙くく
祝うと夫うを分義よう法の書りを短冊う貼る
ある上の句を一寸ふんそうで……徳筆集いつまも
あひなかうぐーやうを」とうをのひあつたくうう知文を
其使方しく掃くつけうをうを手ひある大今ちさせば
銭袋ちる帽しを手陽見ひとうをの時十てもうを
加人本の俳句かの図あまをさをを向ふを変を
持へをかうをれうの今のお子拝びをの庭を大今ちう
泊文び掃くさをひ縄暖簾の家う依紙とも紙

つをみる之れを過ぎの書——をこんのあ、みの紙を
ひもるこう夫の手筆の短冊を上野何新幡の時
掃け先せひの所大今ちを、先生の代を子自詠の
号の句を編の縄の縄暖簾
いつまひあひかいるくしせを
とをの短冊を拾つひ軸ひ月いをこうつてをる
をみをさをあきを氏うを信まつひ上野何の家を
稲荷ひ月ひ掃ひう掃くまををの書まを
大今の出世をあやををひいつも邑
月を世をを言をのをいつををを
う夫うを邑屋を書る人も利用し
今ちの書四代目の前月ひ之れも毎日をを

事記

○[illegible]

○前頁[illegible]

[illegible]

河」の事[illegible]

又[illegible]

○[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

思ひたまへ給ふとも世代のものうあるを
位の中ゝ事を理とするこゝ生涯つゝ別んと
なりす

○宮を建るに風の怪の掛けてある
のを伊藤家の流しまうすこと宮のうちにて仁兵衛と
云の人を傳ひて大分の為とし おて祝せども
文章なんとも詩を拙みいろいろの為
まで世の為を思ひ文字の歌例一切なやや
なしまもなく高中の字をひきるあめ若くば主
の知れざる□コンナ埴輪とし眼く偽れども
つけた家のうるし決して板のあきなく文字とび
もなく、まく赤面の文字をもて出版する板
うるつたのもを風知らず屋の校行する出つ
とこのおや
○梅木採れも殺しそうと養本まり撰せざるも

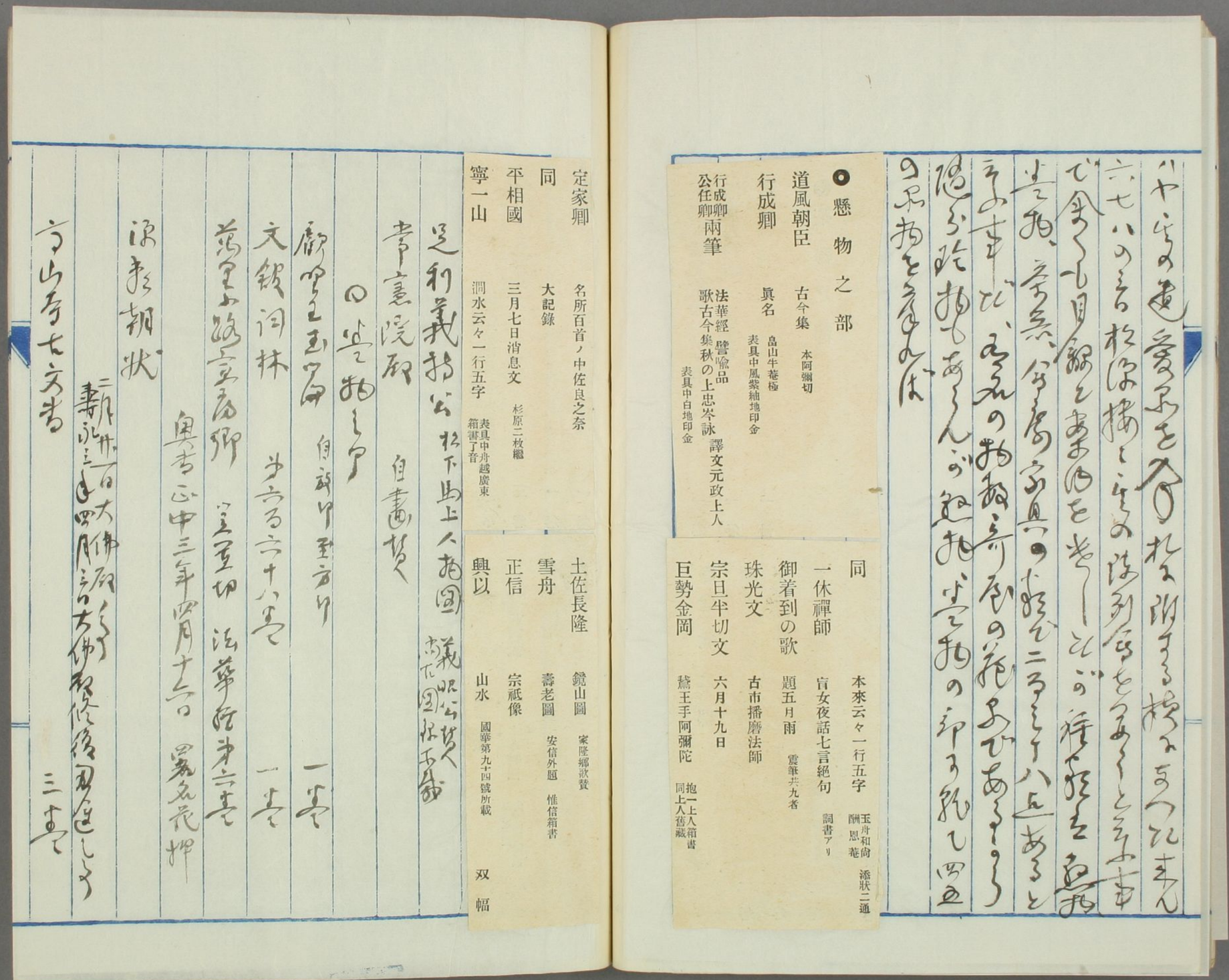

○懸物之部

道風朝臣　古今集　本阿彌切
行成卿　眞名　畠山牛菴極　表具中風紫紬地印金
行成卿 公任卿 兩筆　法華經　譬喩品　歌古今集秋の上忠岑詠　表具中白地印金
同　一休禪師　本來云々一行五字　玉舟和尚　酬恩菴　添狀二通
御着到の歌　題五月雨　詞書アリ　盲女夜話七言絶句　震筆共九者
珠光文　古市播磨法師
宗旦半切文　六月十九日
巨勢金岡　鳥王手阿彌陀　抱一上人箱書　同上人舊藏

定家卿　名所百首ノ中佐良之奈
同　大記錄
平相國　三月七日消息文　杉原二枚繼
寧一山　澗水云々一行五字　表具中舟越廣東　箱書了音

土佐長隆　鏡山圖　家隆卿歌賛
雪舟　壽老圖　安信外題　惟信箱書
正信　宗祇像
興以　山水　國華第九十四號所載　双幅

柏木の觀音樣

如電入道

亡友探古の愛玩古物もいよ〳〵入札拵といふ時宜となる。此遺愛中にて第一品とも稱すべき觀世音の木像に就てハ入道が深き因緣あれバ其顚末を物語らん。此木像ハ大坂天王寺の伶人何某の家に昔より傳へ居たる靈像なり。明治七八年頃賣物となりて大坂の骨董店にありしと岸田吟香が買來りて書齋に安置したり。一日町田石谷(久成)が見て例の好古癖とて何條見逃すべき强て乞求めて衆人に誇り示せしより我々初め拜み奉つる事を得たるなり。此時探古も見て流涎三尺なれど博物館の屬吏が如何で館長の愛品に指を染むべき。かくて時去り時來り町田館長ハ負債のため此像を頭に名物もの十品を鈴木搗聲(慧淳)に預け大金を借りたり。搗聲上人ハ當時本願寺の執行にて寺の金ハ我が金とも云ふべき勢力にてありしかど數年の後この權勢を失ひ本山へ金を償却せねバあらぬ事となり町田に返れど迚も返金の見込なければ謂もる抵當流れとして其中の五品を本山へ送りて金の代とし此靈像と香箱など五品を自身の所有としたり。柏木ハ此事を傳聞せしかバ紅葉館の某宴會にて鈴木に出會せしを機に讓りくれと相談しかけし所あの

靈像ハ余が持佛なれバと斷られる。さらバ遠州の十種香箱を是非と所望したり。其後探古ハ入道の許に來り君ハ鈴木と別懇なれバ香箱を周旋してくれと云ふ入道ハ鈴木に其由を告げ色々押問答の末身代の香箱(蒔繪)に本金十枚を贈りて遠州の香箱ハ柏木の手に歸したり

又一年程をぎし頃探古また來り鈴木近來必至の境界と聞くあの觀音樣ゆ手放さねバならぬ場合と思ふ他人に横取されるハ殘念だから是非往て買て來てくれと入道に强ひから友情も忘し難く其時鈴木ハ小梅村に逗留中で。エッサラオッサラ出かけて鈴木に申込と動かないでも無さうなれど又斷然たる返事もなし因て他へ讓る事無用と固く言葉つがへて其時ハ歸る。其後植半の會で鈴木に逢ひしをり此度ハ先方から話し出したれバ心中シメたと思ひ翌日直に出向き相談せしに矢張彼の是のと言葉を左右にそるから今度ハ深く立入り君も今ハ困てる場合アレ程柏木が執心だから讓つて遣るが双方のためだ僕ハ両方とも友達で其事を周旋したとて三文の利益にもならぬが頼れた上ハ男だ斷然手放さねといふなら仕方も無いが今日の場合失敬な申分だが觀音樣の御利益ハ讓た方が難有味が多からうと云へバ鈴木ハ笑つて首肯きしが更に云ふやう柏木に讓るも好けれど彼男ハ利益があれバ直に他人に賣るといふ人物と思ふからと語る余ハ御心配御尤も其邊なら僕が屹度證人に立て其樣な事ハさせぬ。さらバ證書かゝせてたべとまで潛き付しより走歸り探古方に赴き有の儘を話すと柏木大悅びにて何枚でも證書ハかゝう案文してくれ給へと云ふ云々と口授した其全文ハ忘れたが終身奉持して決して他人へハ渡さぬとの意であつた。柏木ハ鳥の子の半切へ清書して印を捺て次の日持て來たから又小梅へ出かけ其證書を鈴木に見せた。すると鈴木ハ君が證人だから與書をしろと云ふそこで僕が筆と執て末の餘白に慥かに保證するが此契約ハ搗聲探古両君が存生中に止り背も其一を缺きたる時ハ其効なしと書て渡し御意の變らぬ中と觀音樣ハ兎も角も僕が預りますと云て直に車に載せ同乘して其頃柏木の宅ハ和泉橋外佐久間町の土藏住居であつた。門口で車と止め柏木さん居るか持て來たと大聲で云へバ柏木ハ飛んで來て觀音樣の厨子を自身で宅へ昇ぎ込む騷ぎであつた探古ハ觀

音へ百拜し此人道へも百拜して扨云ふやう今茲に代金ハ無いがドウし様この大切の像ハ今夜ハ此處へ置けぬなど云ふから鈴木ハ大槻を信用して此大金の品を金と引替で無く渡した大槻も柏木を信じてるから代金あしに置いて往くと云へバ明朝代金ハ持参をる夫迄ハ乾度御預り申すと云ひ其晩ハ其儘立帰つた。翌日朝寝の探古も九時頃に代金と持て來たから又御苦労様に小梅へ往て鈴木へ渡して探古が多年の願望成就と成た。明治十七年頃と覺えて居る。其時代金の高ハ柏木が決して他言してくれるあと云たから此世に居ない人だ猶更いふまい

一体探古といふ人ハ他人の物ハクサして自身の所有となると種々雑多な講釈が付く。刀法ハ支那で相好ハ日本であるから稽文首稽子圓親子の手に成た物と鑑定して宜い如電先生その意で一篇の記文を作りてたべと自筆の註文書を越した。ツヒ筆を執る暇あく無約束に成たが其自筆の紙片ハ文庫中に存して居る

そこで入道が一つの愚癖と云ふ最初遠州の香箱の時も後の觀音様の時も何れ御禮ハをると云たけれど別段に車賃も貰はない。本人も死に鈴木も此世に居ないから今の祐郎が賣るとも勝手だけれど萬一賣れた時ハ圓十郎をきめ音羽屋で肩へ手拭で出かけやうと思つたら觀音様ハ柏木家の本尊で他へハ渡さぬと云ふ事で氣持ハ好いが酒代にハありつき損つた

此外に願野王の玉箒も入道の所から一枚持て往て完本となつた次第だ此れハ今渡入礼とあるから其謂れ因縁ハ云ふまい

[illegible]

後ろ見も（三十四年四月高さ三尺）

○大人の後ろ姿の長所は細い腰の高さにあり

小いさき面形の弱味うすらぎ高さ

丈の長所什中の孤立（と）なる

○黄石義勝を屬し生徒の募集をなすこと數十箇
月を集めたれども何分如何せん僅かに肝煎の者
生徒を作り出したるのみ然れども其募集しかつて
集したるものを一度一番八名月の名を補ふ
為一日六月をこれは十名を募集するつもりなれば
拾名ばかりうるんだことなれども
うるさいことひまれば名の法を知りたる
で募集するものは拾名を一つ以て
す為しを発するとは法なるものの所
しかるのあるとなるもの名称
れ成を生ずるもの
と思ふ

○[illegible]人[illegible]の[illegible]華族の[illegible]
し出[illegible]の[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

○一昨秋村上の藩士内藤[illegible]おとせ[illegible]伊助の祝

うん[illegible]の事[illegible]

[illegible]

[illegible]

うこん[illegible]女房の方へ角[illegible]

（四月[illegible]）

○本宅を我[illegible]

[illegible]

（四月[illegible]）大沼[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

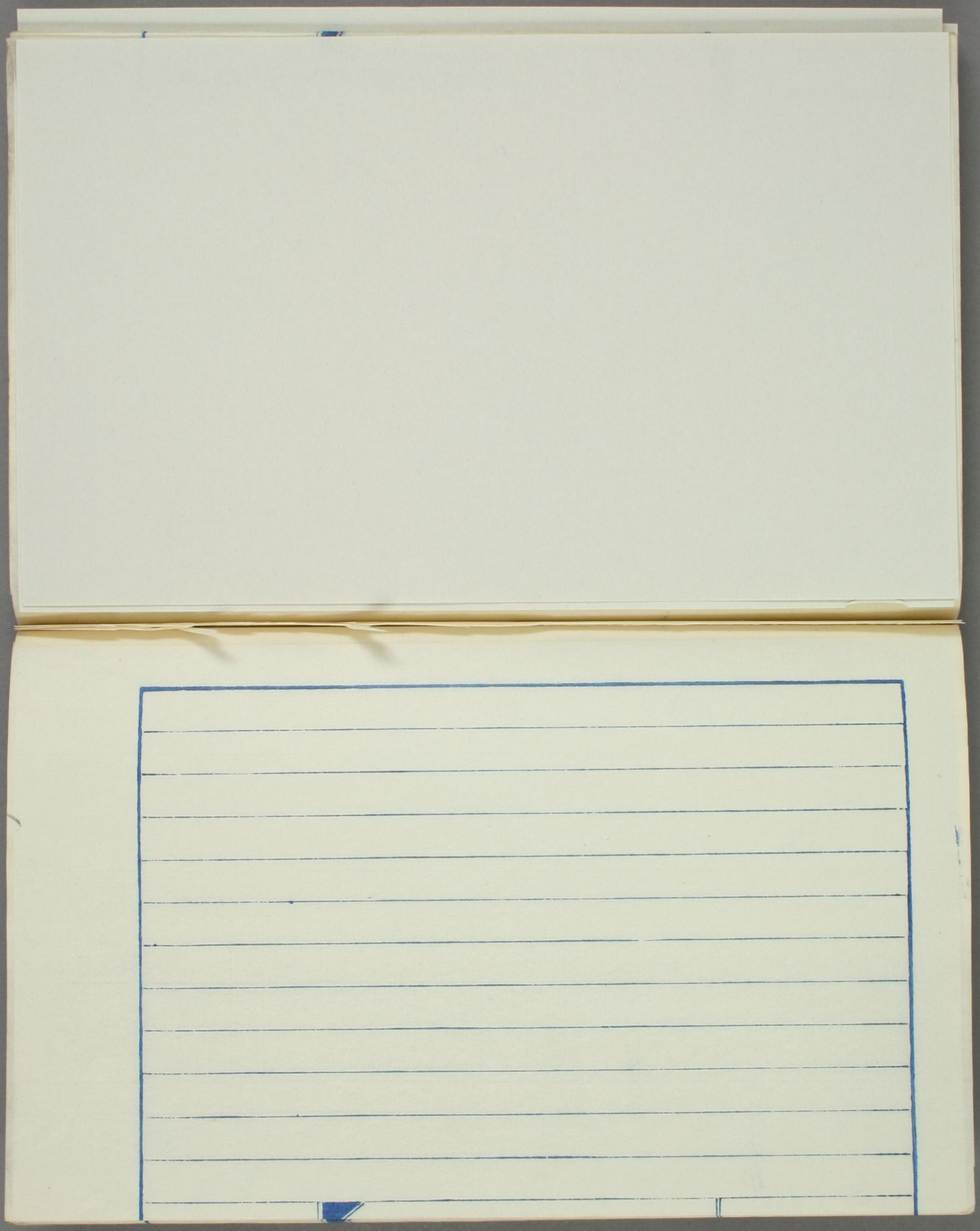

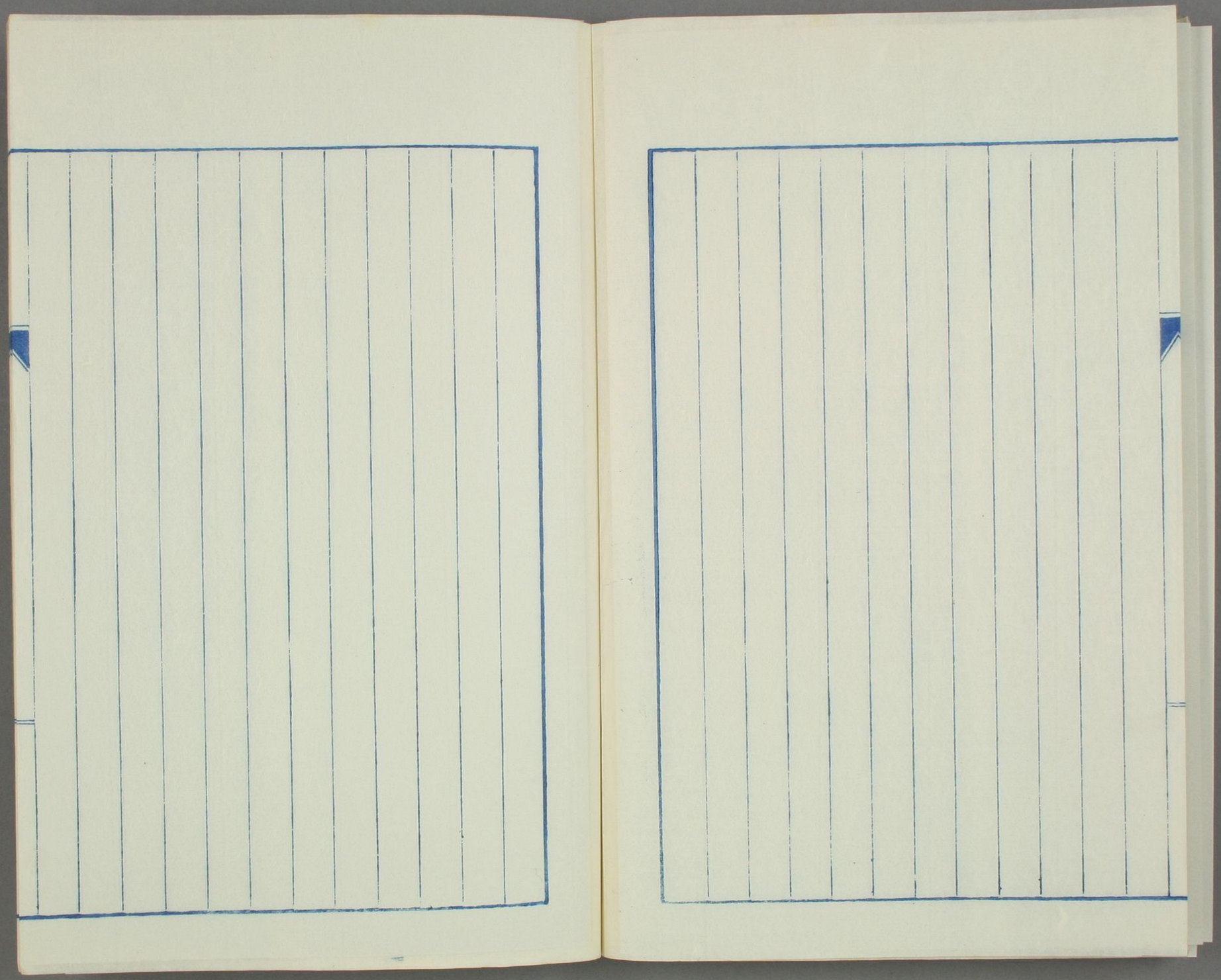

以下全て

白　紙

四季三四
月上弦報
寺阿弥人